

名護市総合交通ターミナル基本設計等業務委託

仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、発注者である名護市（以下「甲」という。）が請負業者（以下「乙」という。）に発注する「名護市総合交通ターミナル基本設計等業務委託」に適用する。

(業務名)

第2条 名護市総合交通ターミナル基本設計等業務委託

(業務場所)

第3条 本業務の業務場所は、名護市城地内とする。

(履行期間)

第4条 本業務の履行期間は、契約締結日～令和9年3月12日（金）とする。

(業務の目的)

第5条 名護市では、「名護湾沿岸（名護漁港周辺エリア）実施計画」に基づき、「誰もがなごやかに過ごせる、「あけみおのまち・名護」の拠点」として、拠点性を高めるため、交通結節機能とともに観光物産、情報発信、駐車、防災、広場等が複合した総合交通ターミナルの整備を進めていくこととしている。

また、令和5年3月に策定した「名護市総合交通ターミナル整備基本計画」では、沖縄県北部地域の広域における都市拠点・交通結節点としての役割と、中心市街地における玄関口としての役割、求心性と波及性の両面を兼ね備えた施設としての整備が求められており、交通結節点とその周辺の集客施設が一体となった施設を整備することで市民や来訪者が公共交通を使い、歩いて名護のまちや北部地域を楽しめるようになり、持続可能な地域となることを目指すことが示されている。

本業務は、国のバスタプロジェクトによる整備も視野に入れたコミュニティバスや高速バス、路線バス、タクシー、カーシェア、シェアサイクルなど多様なモビリティの乗り換えに対応可能なターミナル機能を持ち、併せて水産振興等に資する施設や観光情報発信施設等を含めた当該施設整備の早期実現に向け、名護市総合交通ターミナル基本設計等を行うものとする。

(法令等の遵守)

第6条 本業務は、当該仕様書に定めるもののほか、次の各号に掲げる関係法令等に即して業務を遂行しなければならない。

- (1) 契約書
- (2) 名護湾沿岸（名護漁港周辺エリア）実施計画（令和3年度策定）
- (3) 名護市地域公共交通計画（令和3年度策定）
- (4) 名護市総合交通ターミナル整備基本計画（令和4年度策定）
- (5) 第2次名護市都市計画マスタープラン（令和4年度策定）
- (6) 名護市条例
- (7) その他関係法令等

(書類の提出)

第7条 本業務の履行にあたっては、乙は次の各号に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。

- (1) 着手時 : 着手届、工程表、業務計画書、管理技術者通知書
- (2) 完了時 : 完了報告書、納品書、業務成果引渡書、成果品

(協議及び協議解決)

第8条 本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打合せを適宜実施し、十分な連絡調整を図るものとする。また、本業務の実施に際して疑義が生じた場合は、甲乙協議するものとする。

(業務計画)

第9条 乙は、あらかじめ業務に必要な業務計画書を作成し甲と協議しなければならない。

(成果品の検査)

第10条 乙は、本仕様書等に定められた業務を行い、成果品の検査に合格したときに業務は完了するものとするが、業務完了後において誤りを発見したときは、直ちにこれを訂正するものとし、これに対する経費は乙の負担とする。

(乙の責務)

第11条 乙は、当該業務を履行するにあたり、第5条及び次の各号に掲げる事を遵守するものとする。なお、調査にあたっては最新のデータを活用し、必要に応じて複数年のデータを用いるものとする。

- (1) 乙は、誠実を旨として業務にあたらなければならない。
- (2) 乙は、本業務により知り得た事項について、非公開とするべきものについては、非公開を厳守し、また甲の承諾を得ないで他の目的に利用してはならない。
- (3) 本業務中に、地元住民や権利者等から業務に関して、異議があった場合、速やか

に甲と協議しなければならない。

- (4) 乙は、本業務の実施にあたり技術上の管理を行う管理技術者を定め、業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (5) 乙は、業務のために必要な関係官庁の手続きとその他関係者に対して、常に密な連絡を取ると共に十分な協議を行い、円滑な業務の進捗を期さなければならない。
- (6) 乙は契約遂行に必要な関係資料の貸与を申し出ることができる。

第2章 業務内容

(業務内容)

第12条 業務内容は、概ね次のとおりとするが、乙の提案内容に基づき、甲と乙との協議により業務内容を決定する。

- (1) 総合交通ターミナル（集客施設側）の設計条件の整理
昨年度までの検討結果を踏まえ、国との役割分担の調整を進め、集客施設、立体駐車場、交通広場（集客施設側）、デッキ等の必要な機能や規模、設置位置の詳細、敷地条件等を整理する。また、設計に向けての既存インフラの状況やその他配慮事項等の整理を行う。
- (2) 総合交通ターミナル（集客施設側）の基本設計
(1)を踏まえ、名護市総合交通ターミナル（集客施設側）の施設全体のコンセプト、土地・敷地利用、交通流動、建物の規模、構造を整理し、基本設計書を作成する。
- (3) 関係者との調整及び合意形成の支援
総合交通ターミナルの事業推進にあたっては、地域の関係者、交通事業者、各施設管理者をはじめ、様々な関係主体・関係機関等の理解と協力が不可欠である。
ターミナル整備の実現に向け、様々な関係主体・関係機関との意見交換を実施し、合意形成を図るための支援を行う。
- (4) 総合交通ターミナルの官民連携手法の検討
国との役割分担を踏まえるとともに、総合交通ターミナル（交通ターミナル側）の官民連携の事業手法にも配慮しながら、総合交通ターミナルの建設・維持管理・運営について最適な手法を整理し、民間事業者にサウンディング調査を実施する。
- (5) 名護市中心市街地との連携・賑わい創出の方策の検討
総合交通ターミナルと中心市街地と連携を図り、賑わいの創出に向け以下のことについて検討・具体化を行う。
 - ①災害時の避難経路、交通機能確保の検討

- ②公共サービス機能や施設の配置
- ③中心市街地エリア内へのバリアフリーにも配慮した導線の確保 等

(6) 名護市中心市街地まちづくり推進協議会及び名護市総合交通ターミナル検討部会の運営支援

本業務の実施にあたり、名護市中心市街地まちづくり推進協議会（２回程度）及び名護市総合交通ターミナル検討部会（２回程度）並びにその他会議の運営を支援する。なお、各会議の開催回数は増減する場合がある。各種会議の運営支援は、次の事項を具体的な業務内容とする。

- ①会議資料の作成及び印刷
- ②会議の支援
- ③会議議事録の作成

上記のほか、会議の運営に必要な事項

第3章 成果品

（納入成果品）

第13条 本業務において提出する成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 基本設計書 1部
- (2) 業務報告書 1部
- (3) 打合せ記録簿
- (4) 上記成果物に係る電子媒体（PDF及びWord形式等）
- (5) その他甲が指示する資料等

（納品方法）

第14条 契約期間内に、第13条納入成果品に定める成果品を提出すること。

第4章 その他

（その他留意事項）

第15条 第1章から第3章に定めるもののほか、以下の各号に定める内容に留意し、円滑に本業務を行うこと。

- (1) 本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (2) 当委託業務に係る全ての成果物の著作権（著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む）は、甲に帰属するものとする。

受託者は、当業務の実施のために必要な、乙が従前より有する著作権、あるいは第

三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう書面により確認しなければならない。特に書面で報告が無い場合は、受託者は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は受託者の責任により対処すること。

- (3) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、乙は甲と協議すること。